

指導行政のポイント

“主幹教諭”のための加配措置

菱村 幸彦

主幹教諭の授業時間を軽減するために、新たに教員を加配する措置が法律で定められた。

学校の組織運営体制の確立を図る

3月31日、国会で「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」(以下「標準法」)の一部改正法案が成立した。改正の内容は、主幹教諭を置く学校に対して教員の加配措置の根拠規定を創設するものである。

周知のように、平成19年の学校教育法の改正により、新たに主幹教諭の職が設けられた。主幹教諭の職務権限は「校長(副校長を置く小学校にあっては、校長及び副校長)及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育をつかさどる」(学校教育法37条9項)と定められている。

主幹教諭の創設について、教育再生会議第1次報告は「学校に責任あるマネジメント体制を確立するため」といい、中教審答申は「学校における組織運営体制や指導体制の確立を図るため」と提言した。つまり、主幹教諭は、経営層である校長・副校長・教頭と実践層である教諭等との調整的役割を担い、教諭等をリードしていく中間層と位置づけられる。具体的には、校長(副校長)・教頭に対する補佐機能、担当校務の調整機能、一般教諭に対する指導・監督機能等を担うことになる。

こうした機能をフルに発揮するには、主幹教諭の担当授業時間を軽減し、学校運営にかかわる業務に従事できる体制を整える必要がある。そこで、主幹教諭の配置されている学校には、教員の加配を行うことが求められることになる。

文部科学省は、平成20年度予算で主幹教諭の設置に伴う加配教員分として、1,000人の定数措置を行った。新たに予算措置された定数増について加配措置を行うには、そのための法的措置が必要である。

今回の標準法の改正はそのための措置である。

公立小・中学校の教職員定数は、原則として、学校数や学級数などを基礎として算定されるが、「特別の事情」があるときは、定数の加配が行われる。

定数が加配される「特別の事情」としては、例えば、チームティーチングが行われる場合、市町村合併に伴い学校統合が行われる場合、障害児のための通級指導を行う場合、教員が長期の研修を受けている場合、初任者研修が行われる場合

等々が標準法で定められている(標準法7条、15条)。

「特別の事情」に主幹教諭配置を追加

今回、これらの特別の事情の1つとして「主幹教諭を置く小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の運営体制の整備について特別の配慮を必要とする事情として政令で定めるもの」が追加された(標準法15条3号)。

「特別の配慮を必要とする事情」は政令に委ねているが、同時に公布された政令では、概略、次のように定めている。

- (1) 主幹教諭(養護・栄養をつかさどる主幹教諭を除く)を置く小・中学校等であること
- (2) 主幹教諭の職務、学校の規模、教職員の配置状況等を勘案すること
- (3) その学校の人的体制の整備を行うことが特に必要であると認められること

政令の規定も抽象的だが、主幹教諭の配置にかかる加配措置はかなり絞り込んでいる。これは、今年度の定数増の予算措置が1,000人とどまったということからやむを得ないだろう。将来は主幹教諭を置く学校には、原則、全校加配となることを期待したい。

(ひしむら・ゆきひこ = (財)学習ソフトウェア情報研究所 理事長)

●好評発売中！●教基法、関連3法等改正に即応して大改訂 菱村幸彦【著】B6判 400頁・定価 3,150円

新訂第4版出来！『やさしい教育法規の読み方』

研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、無料FAX 0120-462-488をご利用ください(24時間受付・即日発送)